

令和6年4月1日
岡事指第2231号

市内介護保険事業者各位

岡山市保健福祉局長

介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の
人員、設備及び運営の基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定による「岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下「基準条例」という。）については岡山市条例第87号をもって、平成24年12月19日に公布され、平成25年4月1日から施行されています。条例の内容としては、従来、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「基準条例」の運用に当たっては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）の運用のために発出された「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付け老企第43号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて指定介護老人福祉施設は、適正な事業運営をすること。

なお、基準省令解釈通知中「基準省令」は、別表により「基準条例」の条文に読み替えるものとする。

2 本市独自基準についての運用

「基準条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定介護老人福祉施設は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙・令和6年4月1日一部改正)

岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る独自基準等の運用について

第1 基準条例の性格及び総論

基準省令解釈通知中「第一 基準省令の性格」とあるのは「第1 基準条例の性格及び総論」と読み替え、第一の3の次に次の内容を加える。

4 一般原則（基準条例第3条）

(1) 指定介護老人福祉施設の要件（第1項）

指定介護老人福祉施設は、その入所定員が30人以上でなければならない。

(2) 暴力団員の排除（第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び当該施設を管理する者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。

5 基本方針（基準条例第4条）

(1) 地域包括支援センターとの連携等（第3項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定介護老人福祉施設は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化することとしたものである。

指定介護老人福祉施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

(2) 人権の擁護及び虐待の防止等（第4項）

指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。

(3) 利用者負担額軽減制度事業（第7項）

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であることから、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の適用を受け、利用者負担額（食費及び居住費に係る利用者負担額を含む。）の軽減を実施するよう努めることにより、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることとしたものである。

第2 人員に関する基準

1 生活相談員（基準条例第5条第1項第2号及び第5項）

基準省令解釈通知第二の1は次のとおり読み替える。

1 生活相談員（基準条例第5条第1項第2号及び第5項）

生活相談員については、その者の実績等から、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
- (2) 介護支援専門員
- (3) 介護福祉士

2 機能訓練指導員（基準条例第5条第1項第5号及び第7項）

基準省令解釈通知第二の3は次のとおり読み替える。

3 機能訓練指導員（基準条例第5条第1項第5号及び第7項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有するものとする。

第3 設備に関する基準

1 設備に関する基準（基準条例第6条）

基準省令解釈通知第三の4を9とし、3の次に次の内容を加える。

4 居室（第1項第1号）

入所者の日常生活には個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦等の家族で居室を利用する場合や入所者の経済的負担の軽減、地域の実情等によりサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。なお、夫婦等の家族以外で居室を利用する2人部屋は、次のとおりとする。

- (1) それぞれの入所者が専用する区画は、窓に面していなければならないが、2人部屋を仕切って窓のない区画を設けることは認められない。
- (2) 入所者同士の視線が遮断され、入所者のプライバシーの確保を前提にした上で、居室を隔てる仕切りについて、カーテンなどで仕切られているものは認められず、パーティション、家具等入所者の安全を確保するに足りる素材でなければならない。
- (3) 2人部屋の整備の要件として、「入所者の経済的負担の軽減、地域の実情等」を定めているところであるが、入所者負担の仕組み、入所者のニーズ及び本市における施設の整備数は、その時々で変動することが見込まれることから、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていることが必要である。

5 浴室（同項第3号）

- (1) 浴室には、浴槽を1つとし、原則として、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- (2) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られており、廊下又は広間に直接面して設けていること。
- (3) 浴室及び脱衣室の扉が、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、入所者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、入所者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

6 便所（同項第5号）

便所の扉は、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、入所者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。

ただし、入所者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

7 食堂及び機能訓練室（同項第7号）

- (1) 食堂及び機能訓練室の合計した面積について3平方メートルに当該施設の入所定員を乗じて得た面積以上確保した上で、居室のある階ごとの食堂の面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の定員の合計数を乗じて得た面積以上でなければならないとしたものである。ただし、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下の場合で、入所者の食堂への往来に支障がない場合には、当該階に食堂を設けないことができる。
- (2) 機能訓練室については、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、食堂と同一の場所として差し支えない。

8 独自基準の経過措置（基準条例附則第11条から第14条まで）

(1) 居室の定員に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室の定員については、4人以下とすることとした（基準条例附則第11条）。

(2) 食堂の位置等に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、基準条例第6条第1項第7号イ（食堂の位置及び各階ごとの面積）の規定は適用しないこととした（基準条例附則第12条）。

(3) 浴室に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の浴室については、基準条例第6条第1項第3号の規定にかかわらず、「要介護者が入浴するのに適したものとすること。」の基準によることとすることとした（基準条例附則第13条）。

(4) 便所に関する経過措置

この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定介護老人福祉施設（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の便所については、基準条例第6条第1項第5号の規定にかかわらず、「居室のある階ごとに居室に近接して設けること。」及び「ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。」の基準によることとすることとした（基準条例附則第14条）。

第4 運営に関する基準

- 1 基準省令解釈通知第四の運営に関する基準中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。
- 2 内容及び手続の説明及び同意（基準条例第7条）
基準省令解釈通知第四の2に次の内容を加える。
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の概要等についても同様に文書を交付して懇切丁寧に説明を行うこと。

3 指定介護福祉施設サービスの取扱方針（基準条例第16条）

基準省令解釈通知第四の10の(5)の次に次の内容を加える。

(6) サービスの質の評価（基準条例第16条第7項）

提供された指定介護福祉施設サービスについては、目標達成の度合い及びその効果等や入所者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、入所者及び入所者の家族へ提供するほか、施設内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

4 相談及び援助（基準条例第20条）

基準省令解釈通知第四の14に次の内容を加える。

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定介護老人福祉施設は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（入所者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入所者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入所者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

5 機能訓練（基準条例第22条）

基準省令解釈通知第四の16に次の内容を加える。

なお、入所者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

6 管理者による管理（基準条例第26条）

基準省令解釈通知第四の23に次の内容を加える。

同条第2項は、指定介護老人福祉施設の管理者については、その者の実績等から、当該施設を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であって、次のいずれかに該当するものを充てることとしたものである。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③ 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- ④ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

7 運営規程（基準条例第29条）

基準省令解釈通知第四の26中本文は次の26のとおり読み替え、(6)は次の(6)のとおり読み替え、(6)の次に次の(7)の内容を加える。

26 運営規程（基準条例第29条）

基準条例第29条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適

切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(6) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第9号）

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくこと。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

指定介護老人福祉施設は、入所者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

8 勤務体制の確保等（基準条例第30条）

基準省令解釈通知第四の27の(1)は次の(1)のとおり読み替え、(4)の次に次の(5)の内容を加える。

(1) 勤務の体制等の記録（第1項）

指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

(5) 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

指定介護老人福祉施設の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該施設における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該施設内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

9 非常災害対策（基準条例第32条）

基準省令解釈通知第四の29の(2)に次の内容を加える。

また、指定介護老人福祉施設は、当該施設の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該施設における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定介護老人福祉施設は、非常災害時には、当該施設の入所者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該施設において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力を努めるものである。

第5 ユニット型指定介護老人福祉施設

1 基本方針（基準条例第45条）

基準省令解釈通知第五の2に次の内容を加える。

なお、地域包括支援センターとの連携等及び利用者負担額軽減制度事業については、

指定介護老人福祉施設の場合と同趣旨であるため、第1の5を参照すること。

2 設備に関する要件（基準条例第46条）

基準省令解釈通知第五の3の(8)及び(9)は次のとおり読み替える。

(8) 浴室（第1項第2号）

指定介護老人福祉施設の場合と同趣旨であるため、第3の1の5及び8の(3)を参照すること。

(9) 廊下（同項第4号）

ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、基準省令解釈通知第三の2及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成30年3月31日までの間に転換する場合は、基準省令解釈通知第三の4の(6)を準用する。この場合において、基準省令解釈通知第三の2中「居室、静養室等」とあるのは、「居室等」と読み替えるものとする。

3 指定介護福祉施設サービスの取扱方針（基準条例第48条）

基準省令解釈通知第五の5の(6)の次に次の内容を加える。

(7) サービスの質の評価（基準条例第48条第8項）

指定介護老人福祉施設の場合と同趣旨であるため、第4の3を参照すること。

4 運営規程（基準条例第52条）

基準省令解釈通知第五の9の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 基準省令解釈通知第四の22の(1)及び(3)から(6)までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

5 勤務体制の確保等（基準条例第53条）

基準省令解釈通知第五の10の(4)を(6)とし、(3)の次に次の内容を加える。

(3) 勤務の体制等の記録（第1項）

指定介護老人福祉施設の場合と同趣旨であるため、第4の8の(1)を参照すること。

(4) 研修の実施及び人材育成（第4項及び第6項）

指定介護老人福祉施設の場合と同趣旨であるため、第4の8の(3)を参照すること。

6 準用規定の留意事項

基準条例第55条の規定により、基準条例第7条（内容及び手続の説明及び同意）、第20条（相談及び援助）、第22条（機能訓練）、第26条（管理者による管理）及び第32条（非常災害対策）の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されているため、第4の2、4から6まで、9及び10を参照すること。